

軽米町障がい福祉サービス等ガイドブック



軽米町 健康福祉課

令和 8 年 7 月

軽米町障がい福祉サービス等ガイドブックについて
この冊子は、軽米町にお住まいの障がいをお持ちの方が、利用できるサービスについてご案内しています。ご自分の障がいに合わせて、ご利用ください。

	目	次
第1	障害者手帳の取得について	1～3
	1. 身体障害者手帳	
	2. 療育手帳	
	3. 精神障害者保健福祉手帳	
第2	障がい福祉サービスなどの利用について	4～9
	1. 申請からサービス利用まで	
	2. 障がい福祉サービス利用までの流れ	
	3. 障がい福祉サービスなどの内容	
第3	地域生活支援事業について	10
第4	補装具・日常生活用具について	11～12
	1. 補装具の交付・修理	
	2. 日常生活用具の給付	
第5	医療関係について	13～14
	1. 自立支援医療	
	2. 重度心身障害者医療費助成制度	
第6	住宅・暮らしの場で利用できるサービスについて	15～19
	1. 災害時要援護者への支援	
	2. 緊急通報装置設置事業	
	3. 福祉タクシー事業	
	4. 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	
	5. 「食」の自立支援事業	
	6. 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業	
	7. 難聴児補聴器給付事業	
	8. 岩手県人にやさしい駐車場利用証交付制度	
	9. ヘルプマーク	
	10. オストメイト対応トイレ	
	11. その他	
第7	年金・手当・共済制度について	20～21
	1. 障害基礎年金	
	2. 特別障害者手当	
	3. 障害児福祉手当	
	4. 児童扶養手当	
	5. 特別児童扶養手当	
	6. 心身障害者扶養共済制度	
第8	公共料金などの割引制度について	22～25
	1. 旅客運賃割引	
	2. バス運賃割引	
	3. 航空運賃割引	
	4. 有料道路通行料金割引	
	5. タクシー運賃割引	
	6. 自動車税・自動車取得税・軽自動車税などの減免	
	7. NHK放送受信料の減免	
	8. 携帯電話の障がい者割引	
	9. 所得税・住民税	
第9	主要機関の連絡先について	26～27

第1 障害者手帳の取得について

1 身体障害者手帳

身体（視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体、内部、呼吸器、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能）に障がいがある場合に交付される手帳で、障がいの程度によって1級（重度）～6級（軽度）までの等級があります。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

 申請する際に必要なもの

必要なもの	新規交付	再交付		その他
		破損・紛失	程 度 変 更 有期再認定	記載事項変更 死亡 等
①身体障害者手帳交付申請書	○			
②身体障害者手帳再交付申請書		○	○	
③診断書（各部位別）	○		○	
④写真（縦4cm×横3cm）1枚	○	○	○	
⑤これまで使用していた手帳		○	○	○
⑥マイナンバー確認書類	○	○	○	

※申請書、診断書等の用紙は健康福祉課にあります。

2 療育手帳

知的障がいのある方に交付される手帳で、障がいの程度によってA（重度）、B（中軽度）の等級があります。

療育手帳を申請するためには、岩手県福祉総合相談センターで判定を受ける必要があります。判定を受けるには事前の予約が必要となります。

巡回相談もありますので、日程については健康福祉課までお問い合わせください。

岩手県福祉総合相談センター（予約先）

- ・18歳未満の方 児 童 相 談 課 電話 019-629-9606
- ・18歳以上の方 障がい保健福祉課 電話 019-629-9613

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

 申請する際に必要なもの

必要なもの	新規交付	再交付	その他
		破損・紛失	記載事項変更 死亡 等
①療育手帳交付申請書	○		
②療育手帳再交付申請書		○	
③写真（縦4cm×横3cm）1枚	○	○	
④これまで使用していた手帳		○	○
⑤マイナンバー確認書類	○	○	

※申請書等の用紙は健康福祉課にあります。

3 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいのある方に交付される手帳で、障がいの程度により1級から3級までの等級があります。長期にわたって日常の生活や社会生活に制限を受けると認められた方が対象となります。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

 申請する際に必要なもの

必要なもの	新規交付・更新		再交付	その他
	障害年金 受給あり	障害年金 受給なし	破損・紛失	記載事項変更 死亡 等
①障害者手帳申請書	○	○		
②障害者手帳再交付申請書			○	
③障害年金証書	○			
④同意書	○			
⑤手帳用診断書		○		
⑥写真(縦4cm×横3cm)1枚	○	○	○	
⑦これまで使用していた手帳	○ (更新)	○ (更新)	○ (破損等)	○
⑧マイナンバー確認書類	○	○		

※申請書等の用紙は健康福祉課にあります。

第2 障がい福祉サービスなどの利用について

障がい福祉サービスなどを利用するためには、次の手続きが必要です。

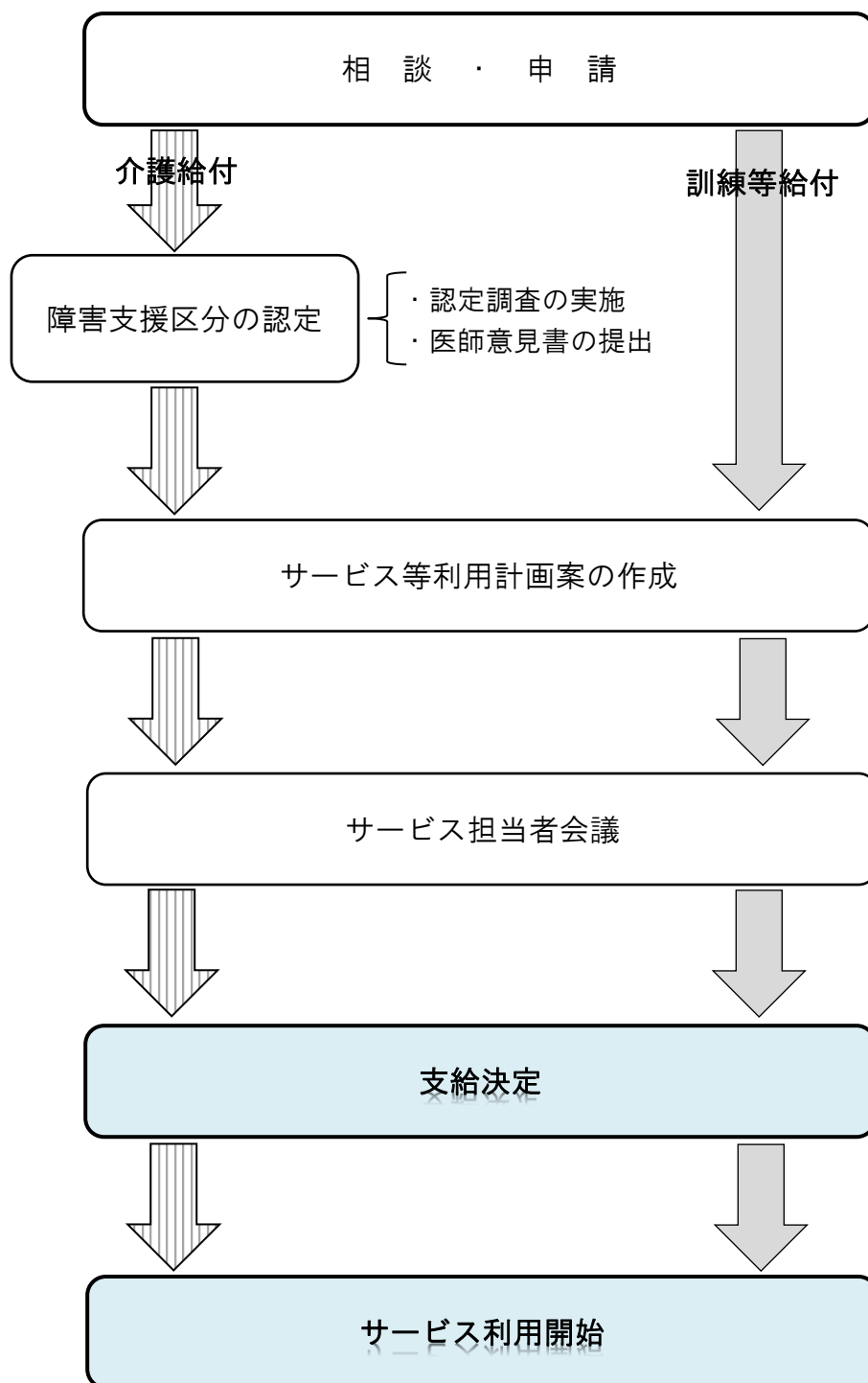
1 申請からサービス利用まで

- サービスの利用を検討している方・利用を希望される方は、軽米町健康福祉課福祉担当または、地域生活支援センター・カシオペア、つくし相談支援事業所へご相談ください。サービス利用の申請は、軽米町健康福祉課福祉担当で受け付けています。
- サービス利用者は、サービス利用計画案の作成について、相談支援事業所に依頼します。
- 介護給付のサービスを申請した方は、障害支援区分認定調査を行います。また、医師の意見書も提出していただきます。
- 障害支援区分認定審査会にて、調査結果や医師意見書を基に審査し、支援区分を認定します。（障害支援区分は1～6の区分に認定されます）
- 町では、相談支援事業所から提出されたサービス等利用計画（案）を勘案したうえで、支給決定（案）を作成します。サービス担当者会議での意見等を受け、支給決定を行い、受給者証を交付します。
- サービスの利用を開始します。その後は、一定期間ごとにモニタリングが行われます。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

手続きに必要なもの	① 申請書類（健康福祉課にあります） ② マイナンバーカード ③ 必要経費（租税、社会保険料）が確認できる資料 ④ 年金証書や年金通知書、年金受取口座の通帳（該当者のみ） ※③及び④については、障がい者（18歳以上）のみ
相談窓口	軽米町 健康福祉課 福祉担当（0195-46-4736） 地域生活支援センター・カシオペア（0195-23-6608） つくし相談支援事業所（0195-43-3201）

2 サービス利用開始までの流れ



※ 訓練等給付費及び障害児通所支援の申請を行う場合、障害支援区分の認定は行いません。

3 障がい福祉サービスなどの内容

(1) 介護給付

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。（重度の知的障がい者及び重度の精神障がい者も利用できます。）
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいのある方が外出するときに、視覚的情報の支援や、行動に必要な援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
地域相談支援（地域移行支援）	施設や精神科病院に長期入院していた方に対し、住居の確保や地域での生活の準備、福祉サービスの見学や体験のための外出の同行支援を行います。
地域相談支援（地域定着支援）	居宅で一人暮らしの方への夜間を含む相談支援を行います。

※ 利用できるサービスは、障害支援区分により決まります。

 障害支援区分と利用できる介護給付サービス

区 分 福祉サービス	区 分 な し	区 分 1	区 分 2	区 分 3	区 分 4	区 分 5	区 分 6	備 考
居宅介護 (ホームヘルプ)		○	○	○	○	○	○	通院介助(身体介護あり)は、区分2以上で特定の条件に該当する方が対象です。
重度訪問介護					○	○	○	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者もしくは精神障がいにより、行動上著しく困難を有する方で、常に介護を必要とする方に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方の外出時の必要な援助を行います。							
行動援護				○	○	○	○	行動障がい等、特定の条件に該当する方が対象になります。
重度障害者等包括支援							○	意思疎通に著しい困難を有する方が対象になります。
短期入所 (ショートステイ)		○	○	○	○	○	○	
療養介護						○	○	気道切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理及び筋ジストロフィー症患者が対象となります。
生活介護			※	○	○	○	○	通常は区分3以上の障がい者が対象です。施設入所支援を伴う場合は区分4以上の障がい者が対象です。 ※50 歳以上の場合は、通常は区分2以上、施設入所支援を伴う場合には区分3以上の方が対象になります。
施設入所支援		※	※	※	○	○	○	生活介護の対象者で区分4以上、または自立訓練等の対象者で特定の条件に該当する方が該当です。 ※50 歳以上の場合は区分3以上の方が対象になります。

(2) 訓練等給付

サービスの種類	サービスの内容
自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がいのある方の適正・能力に合った就労支援サービス（一般就労・障害者雇用・障がい福祉サービス）を主体的に選べるよう支援を行います。
就労定着支援	一般企業へ移行した障がいのある方が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	定期的な訪問により、家計管理や通院等に関する生活上の困りごとの相談を受け、自力で解決できるように援助を行います。

(3) 障害児通所支援

サービスの種類	サービスの内容
放課後等デイサービス	就学中の障がい児を対象に、授業の終了後又は夏休みなどの休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

第3 地域生活支援事業について

障がいのある方がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下の独自事業を行っています。

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用のための申立費用の助成を行います。
意志疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通が必要な方に手話通訳者を派遣します。
日常生活用具給付事業	重度障がいのある方などに対し、自立支援用具などの日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	事業所などで日中預かり、見守りと社会適応訓練などを行います。
地域活動支援センター	障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
自動車改造費助成事業	重度身体障がい者に対し、自動車の改造費の一部を助成します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がい者に対し、自動車運転免許取得経費の一部を助成します。

第4 補装具・日常生活用具について

1 補装具の交付・修理

身体障がい者の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体上の障がいを補うための用具の交付・修理を行っています。また、交付にあたっては、県の判定が必要です。

購入前に、必ずご相談ください。種目により、介護保険対象者は介護保険制度の利用が優先されます。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

対 象 者	身体障害者手帳所持者、難病患者など
補装具の種類	義肢、装具、車椅子、座位保持装置、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、義眼、眼鏡、補聴器、重度障害者用意思伝達装置、座位保持椅子（児）、起立保持具（児）、頭部保持具（児）、排便補助具（児）
手続きに必要なもの	①申請書（健康福祉課にあります） ②補装具費支給意見書（健康福祉課にあります） ③指定業者の見積書 ④身体障害者手帳

原則として費用の1割は自己負担となりますが、世帯の所得に応じて自己負担の上限額が設定されています。

区 分	世帯の収入状況	月額上限額
生活保護	生 活 保 護 世 帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円

2 日常生活用具の給付

障がい者の日常生活が、より円滑に行われるよう、日常生活用具を給付します。

原則として費用の1割は自己負担となりますが、世帯の所得に応じて自己負担の上限額が設定されています。

 申請窓口・・・軽米町健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

対 象 者	身体障害者手帳所持者、難病患者など
手続きに必要なもの	① 申請書（健康福祉課にあります） ② 印鑑 ③ 指定業者の見積書 ④ 身体障害者手帳 ※医師からの意見書が必要な場合があります

 日常生活用具の種類

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信器、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計、視覚障害者用体重計、パルスオキシメーター
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報通信装置、人口咽頭
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
住宅改修費 （居宅生活動作補助用具）	小規模な住宅改修（手すりの取り付け、段差の解消、引き戸などへの扉の取り換え、洋式便器への取り換えなど）

第5 医療関係について

障がいに係る医療費を軽減するための自立支援医療と医療費の一部を助成するための重度心身障害者（児）医療費助成制度があります。

1 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療・更生医療・育成医療があります。障がいのある方が、心身の障がい状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を、指定自立支援機関で受けた場合に支給されます。

ただし、一定所得以上の場合は対象外となります。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

① 精神通院医療

対 象 者	指定医療機関に精神通院している方
自 己 負 担 額	医療費の1割（世帯の所得に応じて、自己負担の上限月額を決定します）
手続きに必要なもの	① 申請書（健康福祉課にあります） ② 精神通院医療用診断書 ③ マイナンバーカード ④ 印鑑 ⑤ 受診者本人と同じ医療保険構成員分の資格確認書 ⑥ 受診者本人と同じ医療保険構成員分の課税証明書 ⑦ 年金振込通知書又は年金証書 （障害年金等を受給されている方）

※有効期限は1年間で、期限の3ヶ月前から更新手続きができます。

② 育成医療

対 象 者	18歳未満で身体に障がいがあり、確実な治療が期待できる児童
自 己 負 担 額	医療費の1割（世帯の所得に応じて、自己負担の上限月額を決定します）
手続きに必要なもの	① 申請書（健康福祉課にあります） ② 育成医療要否意見書 ③ マイナンバーカード ④ 印鑑 ⑤ 受診者本人と同じ医療保険構成員分の資格確認書 ⑥ 受診者本人と同じ医療保険構成員分の課税証明書

③ 更生医療

対 象 者	指定自立支援医療機関において、疾患（血液透析、心臓手術、関節形成手術など）の治療を受け、その治療効果が確実なものと期待できる身体障害者手帳をお持ちの方
自 己 負 担 額	医療費の1割（世帯の所得に応じて、自己負担の上限月額を決定します）
手続きに必要なもの	① 申請書（健康福祉課にあります） ② 更生医療要否意見書 ③ マイナンバーカード ④ 印鑑 ⑤ 受給者本人と同じ医療保険構成員分の資格確認書 ⑥ 受給者本人と同じ医療保険構成員分の課税証明書

2 重度心身障害者医療費助成制度

病院に通院した際に、支払った医療費（自己負担分）を補助します。

対 象 者	・身体障害者手帳 1～2級の方 ・療育手帳 A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳 1級の方 ・特別児童扶養手当 1級を受給している方 ・障害年金 1級を受給している方
助 成 内 容	1 医療機関につき、対象者の医療費の自己負担相当額（保険適用外の医療費は対象外となります。）
手続きに必要なもの	⑤ 資格確認書 ⑥ 通帳 ⑦ 身体障害者手帳又は療育手帳、年金証書等
問 い 合 わ せ 先	軽米町 町民生活課（0195-46-4734）

第6 住宅・暮らしの場で利用できるサービスについて

1 災害時要援護者への支援

地震、風水害などの災害時に、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難を地域の方に支援していただく制度です。

「支援が必要な方」「支援する方」の登録にご協力をお願いします。

(1) 支援が必要な方の登録について

避難時に支援を受ける必要がある方は登録ができます。

対象者は、次のうち、スムーズな情報伝達や自力での避難が困難で、家族などの支援が受けられない方です。

対 象 者	
高 齢 者	65 歳以上の一人暮らしの方
要 介 護 者	介護保険の要介護3以上の認定を受け、居宅で生活している方
身体障がい者	身体障害者手帳 1～2 級を所持し居宅で生活している方
知的・精神・難病患者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者
そ の 他	災害時に援助を必要とする方

(2) 支援をする方について

近隣者やボランティアなど、災害時に支援が必要な方のもとに容易に駆けつけ、情報伝達や安否確認、避難行動の支援をする方です。

2 緊急通報装置設置事業

緊急通報装置を設置し、急病や災害などの緊急時に通報することにより、通報を受けた受信センターが、必要に応じ救急車の要請や、駆けつける協力員に連絡します。

対 象 者	・ おおむね 65 歳以上の一人暮らしの方 ・ おおむね 65 歳以上の要援護高齢者を抱え、かつ、 おおむね 65 歳以上の老人のみで構成される世帯に属する方 ・ ひとり暮らしの重度身体障がい者
-------	---

3 福祉タクシー事業

重度身体障がい者等の社会参加の促進を図るため、タクシー料金を助成する制度です。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場 1 階 町民生活課となり）

対 象 者	・身体障害者手帳 1 ～ 2 級の方 ・療育手帳 A の方 ・80 歳以上で一人暮らしの方
助 成 内 容	タクシー利用 1 回につき 800 円を限度として助成します。 年間 24 枚（月 2 枚）
手続きに必要なもの	① 申請書（健康福祉課、晴山郵便局・小軽米郵便局にあります） ② 印鑑 ③ 各障害者者手帳（手帳をお持ちの方） ※80 歳以上の一人暮らしで申請する方は、地区民生委員からの証明が必要となります。

4 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

在宅の障がい者や高齢者がいる世帯で、日常生活動作や介護動作の改善を目的とした住宅改修について必要な経費の一部を助成する制度です。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場 1 階 町民生活課となり）

対 象 者	・要援護高齢者（介護保険法に規定する要介護者及び要支援者） ・重度身体障がい者（下肢・体幹機能障害による身体障害者手帳 1 ～ 3 級所持者）
助 成 内 容	要援護高齢者等が居住する住宅の改善に要する経費から介護保険（障害者）住宅改修費（補助上限額 20 万円）を控除した額の 3 分の 2 に相当する額（補助上限額 40 万円）を助成します。

5 「食」の自立支援事業

調理や買い物が困難な方へ、夕食として1回あたり1食を配達します。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

対 象 者	軽米町内に住所を有し、障がい者又は65歳以上の高齢者のみ世帯の方
助 成 内 容	おかず 450 円、弁当 500 円（それぞれ1食分の利用者負担額）で配達が受けられます。 ※見守りを兼ねるため、原則手渡しで配達します。

6 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業

呼吸器機能障がい者の酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

対 象 者	軽米町内に住所を有し、在宅酸素療法を行っている者のうち、次に掲げる方以外の方 ・身体障害者手帳 1～2 級の方 ・特別児童扶養手当 1 級に該当する方 ・国民年金法に規定されている障害基礎年金 1 級に該当する方 ・施設入所している方
助 成 内 容	吸入時間により、助成単価が 800 円～1,900 円/月になります。
手続きに必要なもの	① 申請書（健康福祉課にあります） ③ 指示書（写し） ④ 住民票 ⑤ 振込先（口座番号）の確認ができるもの ⑥ 印鑑

7 難聴児補聴器給付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に補聴器を購入する際に購入費の一部を補助します。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場 1 階 町民生活課となり）

対 象 者	軽米町内に住所を有し、両耳の聴力レベルが 30dB 以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の児童
助 成 内 容	補聴器の購入費用の一部を給付（基準額の 2/3）
手続きに必要なもの	① 申請書（健康福祉課にあります） ② 難聴児補聴器給付意見書（健康福祉課にあります） ③ 補聴器販売業者の見積書

8 岩手県人にやさしい駐車場利用証交付制度

岩手県では、県内の公共施設や商業施設などに設置された身体障がい者等用駐車場を適切に利用していただくため、障がいのある方など歩行や車の乗降に支障のある方に県内共通の利用証を交付する「人にやさしい駐車場利用証交付制度」を実施しています。

対 象 者	・身体障がい者（区分、等級により制限があります） ・知的障がい者（療育手帳 A） ・精神障がい者（精神保健福祉手帳 1 級） ・高齢者（要介護 1 以上） ・妊産婦 ・難病のため特定疾患医療を受けている方 ・けが人などで歩行や車の乗降に支障のある方
申し込み方法	二戸保健福祉環境センターで受付・交付を行います。障害者手帳などの証明書類を提示してください。 (0195-23-9217)

9 ヘルプマークについて

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が着用することで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。

対 象 者	援助や配慮を必要としている方（障がい、難病患者、妊産婦など） ※原則、本人又は家族への配付であり、手帳や身分証明書の提示は不要です。
配 付 方 法	申込者 1 人に 1 個を無料で配付します。 ※この際、アンケートにご協力お願いいたします。 ※郵送での配付は行いませんのでご了承ください。
配 付 窓 口	二戸保健福祉環境センター福祉課（0195-23-9217） 軽米町 健康福祉課 福祉担当（0195-46-4736）

10 オストメイト対応トイレについて

下記施設では、オストメイト対応トイレを設置しています。

- ・岩手県立軽米病院
- ・ミルみるハウス
- ・軽米町物産交流館
- ・八戸自動車道折爪サービスエリア（上下線）
- ・かるまい斎苑

11 その他

軽米町立図書館に視覚障がい者の方に便利な拡大読書器を設置しています。拡大読書器「よむべえ」は、文字を音声で読み上げ、画面で大きく表示する音声と拡大表示両用の読書機です。原稿台の上に目的の印刷物を乗せるだけ、後は操作パネルでの簡単操作でその内容を音声で読み上げます。

第7 年金・手当・共済制度について

1 障害基礎年金

国民年金加入後の納付などの要件を満たしている被保険者又は20歳になる前から障がいのある方で、障がいの程度が国民年金法で定める1級又は2級に該当する方が対象です。

支給額	(年額) 1級 1,059,125 円 2級 847,300 円
問い合わせ先	軽米町 町民生活課 0195-46-4734

2 特別障害者手当

 申請窓口・・・軽米町健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

対象者	20歳以上で、著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要としている在宅の障がい者
支給額	(月額) 30,450 円

3 障害児福祉手当

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

対象者	20歳未満で、日常生活において常時特別の介護を必要とする重度障がい児
支給額	(月額) 16,560 円

4 児童扶養手当(障がい関係部分のみ)

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

対象者	父(母)に重度の障がいがある家庭の児童で、満18歳の年度末に達するまで
支給額	(月額) 48,050 円（子ども一人で全部支給の場合）

5 特別児童扶養手当

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場 1 階 町民生活課となり）

対 象 者	精神又は身体に障がい（政令に定める程度）があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童を在宅で養育している方
支 給 額	（月額）1 級 58,450 円 2 級 38,930 円

6 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を収めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

対 象 者	身体障害者手帳 1 級から 3 級、知的障がい者、精神障がい者（児）の保護者で次の要件に該当する方 ・ 65 歳未満の方 ※毎年 4 月 1 日時点の年齢 ・ 健康な状態の方 ・ 岩手県に住所がある方
掛け金月額	加入時年齢により 1 口 9,300 円～23,300 円で 2 口まで加入できます。（加入者の所得により掛け金が減額又は免除になる場合があります。）
給 付 金	加入者が死亡した場合 月額 20,000 円（1 口加入の場合）
相 談 窓 口	県北広域振興局保健福祉環境部（0194-53-4982） 軽米町 健康福祉課 福祉担当（0195-46-4736）

第8 公共料金などの割引制度について

1 旅客運賃割引(JRなど)

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方やその介護者が、交通機関を利用する際、運賃などが割引になります。

→ 問い合わせ先 JRなどの営業所

2 バス運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、手帳を呈示することにより運賃が割引になります。他県のバスを利用する際は、割引制度が実施されているか確認が必要です。

→ 問い合わせ先 各バス会社

3 航空運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、航空運賃が割引になることがあります。

→ 問い合わせ先 各航空会社

4 タクシー運賃割引

各障害者手帳の交付を受けている方がタクシーを利用した時は、運賃が割引になる場合があります。県外は確認が必要です。

→ 問い合わせ先 県内は、岩手県タクシー協会

5 有料道路通行料金割引

身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合、又は第1種の身体障害者手帳及び療育手帳Aの交付を受けている方を乗せて有料道路を通行する場合、事前に手続きをすると通行料金の割引があります。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場1階 町民生活課となり）

対 象 者	・手帳所持者が運転される場合 ⇒身体障害者手帳をお持ちの方 ・手帳所持者以外の方が運転し、手帳所持者が乗車する場合 ⇒身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方のうち、重度の障がいをお持ちの方 ※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「<u>旅客鉄道株式会社旅客運賃減額</u>」の第1種と同じ範囲です。
助 成 内 容	通常料金の半額を割引 （端数が生じる場合は、支払額を10円単位で切り上げ）
手続きに必要なもの	① 申請書（健康福祉課にあります） ② 身体障害者手帳 又は 療育手帳 ③ 運転免許証（手帳所持者ご本人が運転される場合） ④ 自動車検査証 又は 軽自動車届出済証 ⑤ ETCカード（障がい者ご本人名義のもの） ⑥ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等） ※⑤、⑥はETCを利用される方のみ必要となります。

6 自動車税・自動車取得税・軽自動車税などの減免

身体障がい者などが使用する自動車で、一定の要件に該当する場合は申請により自動車税などが減免になる場合があります。

 問い合わせ先 

	担 当	電話番号
軽自動車税	軽米町 税務会計課	0195-46-4737
自 動 車 税	岩手県県税センター （自動車・軽油課税課）	019-629-6537 019-629-6538

7 NHK放送受信料の減免

各手帳の交付を受けている方が世帯主かつ契約者である場合や非課税世帯の構成員である場合に受信料が減免になる場合があります。

手続きは、健康福祉課で行います。

 申請窓口・・・軽米町 健康福祉課 福祉担当（役場 1 階 町民生活課となり）

助 成 内 容	受信料の全額または半額が免除
手続きに必要なもの	① 申請書（健康福祉課にあります） ② 身体障害者手帳 又は 療育手帳 ④ 印鑑

8 携帯電話の障がい者割引

各手帳の交付を受けている方は、携帯電話の基本使用料などが割引になる場合があります。

→ 問い合わせ先 携帯電話販売店など

9 所得税・住民税

本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障がい者である場合、障害者控除が受けられます。

[所得税]

	障 害 者	特 別 障 害 者	同居特別障害者
対 象 者	・身体障害者手帳 3～6 級所持者 ・療育手帳 B 所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 2～3 級所持者	・身体障害者手帳 1～2 級所持者 ・療育手帳 A 所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者	控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者
控 除 額	27 万円	40 万円	75 万円
申請窓口	二戸税務署（0195-23-2701）		

[住民税]

	障 害 者	特 別 障 害 者	同居特別障害者
対象者	・身体障害者手帳 3～6 級所持者 ・療育手帳B所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 2～3 級所持者	・身体障害者手帳 1～2 級所持者 ・療育手帳A所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者	控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者
控 除 額	26 万円	30 万円	53 万円
申請窓口	軽米町 税務会計課（0195-46-4737）		

※ 各手帳の別冊に手帳の利用について詳しく記載されていますので、ご覧ください。

第9 主要機関などの連絡先

○ 障がい者相談窓口

名 称	住 所	電 話	ファックス
軽米町 健康福祉課	九戸郡軽米町大字軽米 10-85	0195-46- 4736	0195-48- 1061
軽米町 社会福祉協議会	九戸郡軽米町大字上館 1-78-1	0195-46- 2881	0195-46- 4592
県北広域振興局保健福祉環境部	久慈市八日町 1-1	0194-53- 4982	0194-52- 3919
二戸保健福祉環境センター	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23- 9217	0195-23- 6432
岩手県二戸保健所		0195-23- 9206	
岩手県障がい者 110 番相談室	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-639- 6533	019-637- 7626

○ 身体障害者相談員(4名)

身体障害者相談員は、身体に障がいのある方のいろいろな相談に応じ、関係機関に連絡を取り、必要な援助を行っています。

氏 名	電話番号	担 当
田 頭 トヨ子	0195-46-3433	軽 米 地 区
吉 岡 郁 代	0195-45-2157	小軽米地区
古 舘 正	0195-47-2104	晴 山 地 区
中 里 多喜男	0195-45-3633	小軽米地区

○ 知的障害者相談員(1名)

知的障害者相談員は、知的障がいのある方の社会生活のために、関係機関に連絡をとり、必要な支援を行っています。

氏 名	電話番号
笹 山 ひとみ	090-3368-5961

○ ボランティア団体

団 体 名	軽米町傾聴ボランティア
活 動 内 容	まちの相談室での傾聴、すみれ会の行事に同行、定例会の開催 等
会 費	年間 500 円
事 務 局	軽米町 健康福祉課 健康づくり担当（0195-46-4111）